



令和元年5月20日

一級建築士の懲戒処分について

北海道開発局は、一級建築士に対し建築士法第10条の規定により、別紙のとおり戒告処分（令和元年5月17日付け）を行いましたので、公表します。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 都市住宅課 建築安全専門官 福島 敏文（内線 5896）

事業振興部 都市住宅課 建築業務係長 満保 敬介（内線 5896）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



一級建築士の懲戒処分について

1 こまい としき
駒井 寿紀（登録番号第 143853 号）

① 処分をした年月日

令和元年 5 月 17 日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

2 えのもり たかし
榎森 隆（登録番号第 159065 号）

① 処分をした年月日

令和元年 5 月 17 日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。